

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第三十一条の三十一第二項第九号等の規定に基づく厚生労働大臣が定める標識

(平成十九年五月三十一日)

(厚生労働省告示第二百三号)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成十年厚生省令第九十九号)第三十一条の三十一第二項第九号、第三十一条の三十二第一項第三号及び同条第二項第七号、第三十一条の三十三第一項第三号及び同条第二項第八号並びに第三十一条の三十四第一項第三号及び同条第二項第八号の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第三十一条の三十一第二項第九号等の規定に基づき厚生労働大臣が定める標識を次のように定め、平成十九年六月一日から適用する。

